関係道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護·防災部防災課長

融雪出水期における防災態勢の強化について (通知)

標記について、平素より格段の御尽力を頂いているところですが、今冬の大雪では、これまでに死者が 128 人 (平成 23 年 3 月 7 日現在) にのぼるなど、大きな被害が生じています。

今冬の雪害に対する防災態勢の強化については、「降積雪期における防災態勢の強化について(通知)」(平成22年12月13日付け消防庁国民保護・防災部防災課長通知)及び「除雪作業中の事故防止に向けた普及啓発の徹底等について(通知)」(平成23年2月2日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害予防担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長連名通知)をもって除雪中の事故防止対策の徹底等についてお願いしているところであり、引き続き防災態勢の強化に努められるようお願いします。

さらに今後、融雪出水期を迎えるにあたり、雪崩、融雪に伴う出水等が発生することが懸念されることから、平成23年3月8日付け中防消第11号により防災態勢の強化について改めて通知されましたので留意するとともに、下記の事項に注意し警戒を強化されるようお願いします。

また、貴道府県内の市町村及び関係機関にもこの趣旨を速やかに周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 大雪警報、なだれ注意報等の予警報に留意し、関係機関等との連携な ど警戒体制を強化すること。
- 2 これまでの降積雪の状況、過去の雪害事例等から、雪崩、融雪に伴う 出水による河川のはん濫又は土砂災害等の発生が想定される地域等にお いては、避難路・避難場所を住民に周知徹底するとともに、住民の生命、 身体に被害が及ぶおそれがあると判断したときは、遅滞なく避難勧告・ 指示を行うこと。

避難勧告・指示の伝達については、防災行政無線や消防団、自主防災組織を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達すること。また、防災行政無線等の伝達手段の点検・確認を行うこと。

- 3 情報の伝達、避難誘導にあたっては、高齢者・障がい者等の災害時要援護者に十分配慮すること。災害時要援護者及びその関連施設に対する情報伝達・避難誘導体制の再点検を行い、警戒避難体制等の整備に努めること。
- 4 万一、災害が発生した場合には、関係機関とも連携し、消防機関の県内相互応援及び緊急消防援助隊の活用など地方公共団体相互の広域的な応援活動により迅速な救助活動等に万全を期すること。